

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成24年1月27日（金）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

今井和桂子，宇根谷孝子，小林 寛，佐藤敬子，中谷雄二郎，野村 拓，深田茂人（五十音順，敬称略）

4 議事内容

(1) 民法の改正（親権喪失等制度の充実，未成年後見制度の見直し及び子の権利利益の保護の明確化）について

ア 民法の改正についての概要説明

イ 意見交換（□：委員長，○：委員，●：裁判所）

○ 親権喪失等事件の申立件数は，大分家裁管内に限らず，全国的に見ても少ないようだが，現行の制度は，無期限に親権を喪失させるものであったことから，申立てをためらうケースが多かったためではないかと思う。

しかし，今回の改正で，2年以内の期間を定めて親権を停止することができるようになり，申立てをためらうケースが減り，虐待等の行為が地下に潜むことがなくなるのであれば良いのではないかと思う。

● 先程の意見のとおり，親権喪失等事件の申立て件数は，数字上は少なく見える。しかし，新聞等の記事によると，児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数は，大幅に増加しており，大分県においても，前年度にあっては過去最高となっている。このことから見ても，仮に児童虐待があったとしても，実際には親権喪失等事件の申立てまでは至っていないのではないかと考えられる。

今回の改正で，期限付きの親権停止制度が創設されることにより，今後，親権喪失等事件の申立てが増えるのではないかとと思われる。

● 児童福祉法28条事件に関して，同条2項（保護者の児童虐待等の場合の措置の期間更新）の申立事件数が減るということは，保護者の虐待等に

より施設等に入所している児童の入所措置の期間を更新するケースが少なくなつたと考えられる。一概には言えないのだろうが、この数字の減少が、施設等に入所している児童が親元へ帰るケースが増えたということに繋がっているのであれば、喜ばしいことである。

○ 施設等に入所している児童の入所措置の期間更新は、何を基にして判断するのか。

● 裁判所が入所措置の決定をした後も、児童相談所は、引き続き、親子の再統合を目指して調査、検討し、保護者に対する働き掛けを行うなど努力している。児童相談所は、入所措置の継続が必要と考えたときには、裁判所に期間更新の申立てをして、児童相談所からの情報等を基に裁判所が判断している。

□ 未成年後見制度の見直しについて、具体的に説明していただきたい。

● これまでの未成年後見人は、身上監護、すなわち未成年者を育てていくという点から、未成年者の親族が後見人に選任されることが多かった。

しかし、未成年者の財産管理という点において、必ずしも適切でない事案も見られた。

そこで、今回の改正では、複数の未成年後見人を選任できることとし、身上監護という面は未成年者の親族の方を、財産管理という面は弁護士や司法書士等の専門職の方を後見人に選任することが可能になった。

また、今回の改正により、法人を未成年後見人に選任することも可能となった。例えば、弁護士法人が後見人に選任されれば、担当の弁護士が何らかの理由で交代しなければならない場合に、同一法人内の他の弁護士が後見事務を行うことができ、辞任、再選任等の手続が不要になり、円滑な引き継ぎが可能になることが期待される。

○ 未成年後見人となる法人には規制があるのか。

また、法人であれば、当然に運営が必要となり、費用も掛かることになると思われるが、法人に対する報酬についても説明していただきたい。

● 未成年後見人となる法人については、家庭裁判所が行う審判の審理の過程で、適切かどうかを詳しく審査することになる。

また、報酬については、審判により報酬付与決定がなされ、一般的には、後見している未成年者の財産の中から支払われることが多い。

- この改正法は、平成24年4月から施行されるということだが、裁判官、弁護士等の法曹関係者は、法律が改正されるに当たって、どのような事前準備を行っているのか。
- 法律が改正される際には、最高裁判所から、随時、改正の審議状況等の情報提供がある。

また、裁判所では、全国単位の研修等が実施されるほか、当庁でも勉強会等を行って、施行後の準備を行っている。

- 弁護士会にも法律改正の検討段階から情報提供があり、弁護士会内の委員会等において、勉強会を行っている。
- 子の権利利益の保護の明確化については、平成8年の法制審議会の答申に含まれていたにもかかわらず、その時点では法案提出が見送られた。今回の改正により明文化されたことは評価されるが、法律の改正はいつも後追いであると感じ、なぜ、こんなに時間が掛かるのかと残念に思う。
- 子の権利利益の保護が法律として明文化されたのは、今回の改正によるものであるが、平成8年の答申を受けて議論されたことにより、これまでも、実務では、養育費や面会交流を子の監護に関する処分として取り扱ってきた。
- 面会交流を子と同居の親が拒否した場合はどうなるのか。
- 調停の場において面会交流を拒否した場合には、更に詳しく調査、議論し、相互に協力していくという働き掛けを行っている。調停で面会交流の話がまとまらない場合には審判手続に移るが、審判手続で決めるよりも、双方が合意をして決めた方が履行される可能性が高いと思われるので、なるべく調停手続の中で合意を得られるように、裁判所としても努力している。

また、調停で成立した面会交流が履行されない場合には、家庭裁判所調査官が関与する履行勧告という制度があり、不履行の理由等について詳しく調査し、できる限り子供の立場に立って調整を行っている。

□ 今回の民法改正の全体を通してのキーワードは「子の利益のため」ということだと感じる。今回の民法改正を考える場合に、この言葉を柱に置いて考えれば捉えやすいと思う。

○ 今回の民法改正で、親権を期限付きで停止する制度が導入されることにより、申立てをためらうケースが減り、児童虐待の早期発見に繋がれば良いと思う。ただ、児童虐待は、起こってからの事後措置についても重要だが、いかに虐待を予防するかということが極めて重要だと思う。

そこで、今回の民法改正を一つの契機とし、子供の権利や児童虐待について、テレビ、新聞等のメディアを通じて分かりやすく伝えていく啓蒙活動のような、予防的な取り組みが必要であると考えている。

(2) パンフレット「家庭裁判所のあらまし」についての概要説明

5 次回期日等について

(1) 日時

7月5日（木）午後3時から

(2) テーマ

家庭裁判所の手続案内について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室